最終更新日:2016年3月29日
バンドー化学株式会社
吉井　満隆
問合せ先:総務部　TEL078-304-2919
証券コード:5195
http://www.bando.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、当社グループも社会の一員として、法令を遵守し、社会的良識に基づいて行動するとともに、当社グループの製品を使っていただく最終の「お客様」をはじめとして、従業員、取引先、株主、地域社会等と「調和」し、これらの人々からの「信頼」を得て、より良い関係を構築していくことが極めて重要と考えております。

このような考え方のもと、当社は、コーポレートガバナンス体制の充実を　図り、経営の健全性・透明性・効率性の確保に重きを置いた経営に努めております。

具体的には、監査役会設置会社制度を採用したうえ、任意の制度として、次の制度を導入し、コーポレートガバナンス体制の充実を図ることを基本方針としております。
(1) 社外取締役を選任し、企業経営や事業戦略に関する識見をもって、業務執行に対する独立した立場からの監督や企業価値の向上に資する助言や提言を行っていただく。
(2) 取締役会の諮問機関として、指名委員会および報酬委員会を設置する。なお、指名委員会および報酬委員会には、代表取締役に加え、社外取締役および社外監査役を構成員とすることにより、取締役および執行役員の選任および報酬配分の決定の透明性を高める。
(3) 執行役員制度を導入し、業務執行の効率化と迅速化を図る。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2-2】
招集通知の発送日前における電子的な公表につきましては、次回以降の株主総会からこれを実施することを検討いたします。

【原則4-2-1】
経営陣の報酬につきましては、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、業績連動報酬の見直しや自社株報酬の導入等を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】
当社は、ゴム・プラスチック製品メーカーとして、世界規模の競争に勝ち抜き、今後とも成長を続けていくためには、資金調達、開発、調達、生産、販売において、様々な企業との協力関係が不可欠であることから、事業戦略に鑑み、業務提携、安定的・長期的な取引関係の維持・強化等により、当社グループの中長期的な企業価値の向上に寄与すると判断される場合に、当該取引先の株式を保有する方針としております。
政策保有株式に係る議決権の行使につきましては、その議案の内容が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうかを勘案のうえ、総合的に判断してこれを行使することとしております。

【原則1-7】
当社は、役員(取締役と監査役)および主要株主等の関連当事者との取引に関し、当社や株主共同の利益に反する取引を防止すべく、社内規程に基づく当該取引の承認または報告を要することとしております。なお、役員およびその近親者(二親等内)と当社グループとの間の取引の有無を定期的に報告させ、これを確認することとしております。

【原則3-1】
1.当社の経営理念・ビジョンや中長期経営計画につきましては、次の当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(http://www.bando.co.jp/corporate/index.html)
2.コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
3.[方針]
取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、基本報酬と利益連動給与にて構成し、社外取締役および監査役の報酬は、基本報酬のみとしております。また、取締役および監査役の報酬につきましては、株主総会決議により、報酬限度額を決定しており、取締役の報酬は年額240百万円以内、監査役の報酬は月額7百万円以内としております。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与と賞与につきましては、取締役の報酬とは別に支給しております。
[手続]
取締役の報酬につきましては、決定の透明性を高めるべく、代表取締役ならびに社外取締役および社外監査役で構成される報酬委員会を設け、報酬委員会の審議を経て、取締役会に付議し、これを決定しております。また、監査役の報酬につきましては、監査役会で協議してこれを決定しております。
4. [方針]
社内出身の取締役候補者につきましては、次の基準を満たす者であることを指名の条件としております。
(1)「経営理念」、「私達の目標」、「経営方針」および「バンドーグループ行動規範」を充分に理解し、これを実践することができる者
(2)株主価値および企業価値の極大化への強い意思を有し、そのために強いリーダーシップを発揮しうる者
(3)実践的な識見および成熟した経営判断能力を有する者
(4)高度な倫理観・誠実性・価値観を有する者

社外取締役につきましては、企業経営や事業戦略に関する識見をもって、業務執行に対する独立した立場からの監督や企業価値の向上に資する助言や提言を行うことができる者であることを指名の条件としております。
監査役候補者につきましては、財務・会計・リスク管理などに関する識見をもって、大局的かつ専門的な見地から監査を行うことができる者であることを指名の条件としております。
なお、定款により、取締役は10名以内、監査役は5名以内としております。
[手続]
取締役候補者および監査役候補者の指名につきましては、決定の透明性を高めるべく、代表取締役ならびに社外取締役および社外監査役で構成される指名委員会を設け、指名委員会の審議を経て、取締役会に付議し、これを決定しております。なお、監査役候補者の指名については、指名委員会の審議結果を監査役会に報告し、監査役会の同意を得たうえで取締役会に付議しております。
5. 社外取締役候補者および社外監査役候補者の指名理由につきましては、「第92期定時株主総会招集ご通知(事業報告を含む)」に記載しております。これにつきましては、次の当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(http://www.bando.co.jp/ir/stockholder/generalmeeting.html)

【原則4-1-1】
取締役会は、法令または定款の定める事項のほか、経営方針、経営計画、人事政策、資金計画、設備投資計画および関係会社の設立・解散など、取締役会規則に定める重要な業務執行について判断・決定を行い、その他の事項については基本的に代表取締役社長にその判断・決定を委任しております。さらに、業務執行の効率化と迅速化を考慮して、代表取締役社長から執行役員に適宜、業務執行の判断・決定を委任しております。

【原則4-9】
独立社外取締役となる者の独立性につきましては、金融商品取引所が定める独立性基準に従って判断するとともに、指名委員会において、独立した立場から役割・責務を果たすことのできる人物であることを確認したうえ、独立社外取締役候補者に指名しております。

【原則4-11-1】
当社の取締役会は、その時点における経営環境や経営課題に鑑み、人格、識見、経験に優れた者のなかから、多様かつ幅広い経験と識見を持つ人材をもって構成することとしております。また、取締役会の規模につきましては、忌憚のない意見を活発に交わして議論を尽くすことができるように、取締役10名以内、監査役5名以内としております。

【原則4-11-2】
取締役および監査役による他の上場会社の役員の兼任状況につきましては、「第92期定時株主総会招集ご通知(事業報告を含む)」に記載しております。これにつきましては、次の当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(http://www.bando.co.jp/ir/stockholder/generalmeeting.html)

【原則4-11-3】
当社は、2015年に開催された取締役会について分析・評価を行いました。分析・評価にあたっては、取締役および監査役に対して取締役会の運営やあり方に関する自己評価アンケートを行ったうえ、かかる自己評価を踏まえて取締役会議長が分析・評価を行い、その結果を取締役会に報告して議論を行いました。その結果、当社の取締役会は多角的な視点から活発な議論を行っており、実効性に問題はないとの結論に至りました。

【原則4-14-2】
取締役および監査役に対しては、必要に応じて就任前後に各種研修会やその役割・責務などに関する文献などを紹介し、会社の費用負担にて必要な知識を習得する機会を提供しております。また、社外取締役および社外監査役に対しては、当社の事業に関する基本知識を理解していただくために、基本知識をまとめた資料を配付して説明するとともに、適宜、国内外の事業所や工場を視察する機会を設けております。

【原則5-1】
当社は、株主・投資家の皆様を重要なステークホルダーと考え、企業価値の向上のための建設的な対話を通じて、双方の考えや立場についての理解を深め、これを踏まえた適切な対応を探ることが重要と考えております。

このような考え方のもと、株主・投資家の皆様との対話につきましては、財務担当役員が統括し、当該役員、財務部、総務部および経営企画部が連携して対応し、国内外の機関投資家との日常のミーティング対応のほか、経営計画等の概略・進捗、業績や事業の状況および株主還元等に関する説明会を行うこととしております。なお、説明会においては、企業価値向上に向けた長期的な視点での対話ができる機関投資家と直接の対話の機会を持ち、対話結果の経営への反映を容易にするため、できる限り社長や経営陣が参加することとしております。また、個人株主・投資家の皆様に対しては、情報を公平に開示するため、当社ホームページにて決算説明会資料などを開示しているほか、株主総会を貴重かつ重要な株主との対話の機会と捉え、集中日を回避して株主総会を開催するとともに、十分な質疑の時間を取る等の対応を行うこととしております。

株主・投資家の皆様との対話内容は、必要に応じ、取締役会・役員会議体等にて報告いたしております。さらに、ディスクロージャーポリシーやインサイダー取引防止に関する規程を定め、インサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
バンドー共栄会	7,270,994	7.72
株式会社三井住友銀行	4,651,061	4.94
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,004,000	4.25
明治安田生命保険相互会社	4,000,000	4.25
株式会社みずほ銀行	3,600,667	3.82
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,150,000	3.34
日本生命保険相互会社	2,349,629	2.49

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,227,000	2.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,852,000	1.96
東京海上日動火災保険株式会社	1,839,498	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加登　豊	学者											
重松　崇	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加登　豊	○	独立役員に指定しております。	長年にわたる管理会計・原価計算に関する研究によって培われた識見をもって、業務執行に対する独立した立場からの監督を期待するものであります。また、同氏および同氏の所属する同志社大学とは特段の関係はないため、株式会社東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目に該当するところはなく、独立性が高いものと考えております。
重松　崇	○	独立役員に指定しております。	長年にわたりメーカーにおいて培われた技術者および経営者としての識見をもって、業務執行に対する独立した立場からの監督を期待するものであります。また、同氏および同氏の所属する富士通テン株式会社とは特段の関係は

			ないため、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目に該当するところはなく、独立性が高いものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	7	0	2	2	0	3	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	7	0	2	2	0	3	社内取締役

補足説明

「その他」の3名は、指名委員会、報酬委員会ともに、社外監査役であります。
当社は、取締役の選任、報酬配分の決定については、指名委員会および報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定しております。また、指名委員会および報酬委員会は、代表取締役ならびに社外取締役および社外監査役(現時点では全員を独立役員に指定しております。)を構成員とすることにより、取締役の選任、報酬配分の決定の透明性を高める体制にしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査法人との相互連携として年3回 の定期連絡会を開催するほか、適宜意見交換の機会を設けるとともに、監査法人の往査等に立会うなど、情報の共有化を図っております。また、監査役は、内部監査部門による社内および関係会社の往査に原則同行するとともに、内部監査部門は、内部監査報告の監査役への報告等、情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松坂　隆廣	他の会社の出身者							△						
紀伊　博	他の会社の出身者							△						
多田　徹	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松坂　隆廣	○	独立役員に指定しております。	長年にわたる金融機関における勤務経験および経営者として培われた識見をもって、大局的かつ専門的な見地からの監査を期待するものであります。また、当社の主要な取引先である株式会社三井住友銀行の退職後、他社の勤務を経て、11年間が経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。また、当社は複数の金融機関と取引を行っているところ、同行との取引は通常の条件（他の金融機関と同等の条件）によるものであり、かつ、同行からの借入は当社の総資産額の5%程度とその割合は低いため、当社の意思決定において重大な影響を受けることはないと判断しております。したがって、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目に該当するところはなく、独立性が高いものと考えております。
紀伊　博	○	独立役員に指定しております。	長年にわたる金融機関における監査役等の勤務経験によって培われた識見をもって、大局的かつ専門的な見地からの監査を期待するものであります。また、当社の主要な取引先である株式会社三井住友銀行の退職後、12年間が経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。また、当社は複数の金融機関と取引を行っているところ、同行との取引は通常の条件（他の金融機関と同等の条件）によるものであり、かつ、同行からの借入は当社の総資産額の5%程度 とその割合は低いため、当社の意思決定において重大な影響を受けることはないと判断しております。したがって、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目に該当するところはなく、独立性が高いものと考えております。
多田　徹	○	独立役員に指定しております。	長年にわたる弁護士活動によって培われた識見をもって、大局的かつ専門的な見地からの監査を期待するものであります。また、同氏および同氏の所属する大倉山法律事務所とは特段の関係はないため、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目に該当するところはなく、独立性が高いものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。
また、取引等の金額が年間100万円未満の場合、軽微と判断し、取引等に関する記載を省略しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する	

施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

連結および単体の当期純利益などを評価の指標とした業績連動型報酬（利益連動給与）制度を導入いたしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役に対する総額を開示しております。
2015年3月期における取締役に対する報酬等の総額は、92百万円であります。なお、この報酬等の総額には、当社利益連動給与支給基準に基づく利益連動給与を含めて記載することとしておりますが、当期におきましては、支給基準を満たさないため、利益連動給与は支給いたしません。
上記のうち、社外取締役に対する報酬等の総額は、7百万円であります。
上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与・賞与は、次のとおりであります。
使用人分給与3名　33百万円
使用人分賞与2名　11百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役および監査役の報酬について、株主総会決議により、報酬限度額を決定しております。
また、報酬配分の決定の透明性を高めるべく、当社は、会社法上、報酬委員会の設置を義務づけられてはおりませんが、取締役会の諮問機関として、社外取締役および社外監査役を構成員とする報酬委員会を設置しております。取締役会の報酬配分の決定については、報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定し、監査役の報酬配分については、監査役会で協議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会事務局および監査役会事務局を置き、社外取締役や社外監査役をサポートする体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）業務執行、監査・監督の機能に係る事項
当社の取締役会は、6名の取締役で構成されており、少なくとも月1回は開催しております。なお、取締役の内、2名を社外取締役とし、業務執行に対する独立した立場から監督が行われることを期しております。
また、当社では、業務執行の効率化と迅速化を図るため、執行役員制度を導入しているほか、社長による経営の意思決定のための諮問機関として、経営課題審議会を設置しております。
取締役会におきましては、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員の業務執行状況をチェックする体制をとっております。なお、当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査体制につきましては、当社の監査役は4名、内3名を社外監査役とし、常勤監査役を2名とする体制を基本としております。このように、当社は、会社法の求める員数以上の社外監査役を選任することにより、各専門分野から多面的な監査が行われることを期しております。
また、当社では、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役による重要案件の決裁書を含む各種書類の閲覧のほか、社長等との定期的な意見交換等を制度化しており、適法性に関する意見を含め、監査役から忌憚のない意見をいただいております。

なお、会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであります。

（2）責任限定契約
当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、上記のとおり、取締役、監査役を軸とした体制により、効率的な経営と監査・監督機能の強化を図っており、現在のところ、有効に機能していると評価されるため、現体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の3週間前を原則としております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日あるいは準集中日を避けて開催しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社および証券取引所のホームページに招集通知（株主総会参考書類および計算書類を含む）の英訳版を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および中間決算の決算説明会ならびに中長期経営計画の説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの「株主・投資家の皆様へ」のページに、決算短信・報告書（株主の皆様へ）などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「バンドーグループ行動規範」に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR報告書を発行しており、ホームページに掲載しております。 また、社内組織としてCSR推進委員会を設置し、「企業倫理の徹底」、「職場環境、近隣地域社会を含む地球環境の保全」、「高品質かつ安全な製品・サービスの提供」、「従業員の安全・人権・労働」、「社会貢献」、「情報開示」を目標に掲げたうえ、これを推進しております。
その他	女性の活躍推進のために、より充実した育児休業制度・短時間勤務制度を導入するなど、出産後も安心して働き続けることができる環境の整備に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社においては、過去100年の歴史のなかにおいて、各種の内部統制システムを構築、整備してきましたが、今後とも、これら内部統制システムについて、常にマネジメントサイクルを回して、さらに有効かつ効率的な体制の構築、整備に取組んでいく必要があると考えております。なお、会社法が取締役会決議を求める内部統制システムの整備に関する体制については、次のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
バンドーグループ行動規範や企業倫理も含めた法令等遵守に係る規程を制定し、法令等遵守委員会を含む各種委員会から構成されるCSR推進委員会を設置し、グループの役員および従業員に対する啓蒙活動、内部監査部門によるグループ全体の内部監査、社外の弁護士を通報先の一つとする内部通報制度の採用、法令の制定・改廃情報サービスの採用等により、グループ全員による法令および企業倫理遵守を期す体制とする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理に関する体制
文書および情報管理に係る規程を含め社内規則の整備を進め、その定めに従って、役員および従業員の業務に係る情報について、情報セキュリティを含め、その他の管理について規定し、適切な情報管理を期す体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を与える事象の発生に備え、危機管理委員会を設置し、適切な対応を期す体制とする。また、重要な業務執行に関しては、取締役会等の会議体において、リスクマネジメントという視点も含めて審議をする体制とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
決裁権限に関する規程を整備して権限委譲を図るとともに、必要に応じて弾力的に委員会制度等を採用することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。また、内部監査制度、予算・業績管理制度、人事管理制度等各種制度を常に見直し、業務が有効かつ効率的に行われる体制とする。

5. 当社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ会社とともにグループ全体に企業価値の向上を図るため、経営理念、バンドーグループ行動規範、重要な社内規則の共有、それら社内規則等の整備、グループ各社に対する当社内部監査部門による内部監査の実施、関係会社管理に関する規程の制定等により、グループ全体の業務の適正を図る体制とする。

(1)当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める関係会社管理に関する規程等により、定期的に事業の執行状況を報告させるほか、子会社の重要な業務執行については、その都度、報告をさせ、当社と協議する体制とする。

(2)当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の取締役および使用人は、自社に内在するリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、不測の事態や危機の発生時には、当社に速やかに連絡する体制とする。

(3)当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の規模や業態等に応じて、決裁権限に関する規程等を整備させるとともに、各種の規則等を整備させることにより、業務が有効かつ効率的に行われる体制とする。

6. 監査役が、監査役の職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会事務局を設置し、監査役が必要とする場合、監査役の職務を補助する従業員を配置する体制とする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会事務局に配属された従業員の人事異動を含む人事に関する事項の決定については、監査役会の事前の同意を得る体制とする。

8. 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人が監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補助する体制とする。

9. 当社および当社の子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社および当社の子会社の取締役および使用人が、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実あるいは法令・定款に違反する事実を発見したときは、遅滞なく監査役に報告する体制とするとともに、報告した者が不利な扱いを受けない体制とし、グループ内で周知徹底する。また、あわせて、当社内部監査部門は、その監査結果をすべて監査役に報告する体制とする。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または、債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用については、全額を前払いまたは償還する体制とする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、重要会議への出席、社長や執行役員との定期的な意見交換、重要案件の決裁書の確認、関係会社の監査役との意見交換等によりその権限を支障なく行使できる体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループにおきましては、反社会的勢力排除の方針のもと、バンドーグループ行動規範に、法令と企業倫理の遵守を第一に掲げ、新規取引開始時においては、相手先の事前調査等を実施することにより、その排除の徹底を期しております。また、内部通報制度を整備し、法令および企業倫理に反する行為を行なわないよう周知徹底いたしております。なお、仮に、相手先が反社会的勢力であると判明したときは、速やかに関係を解消することにいたしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

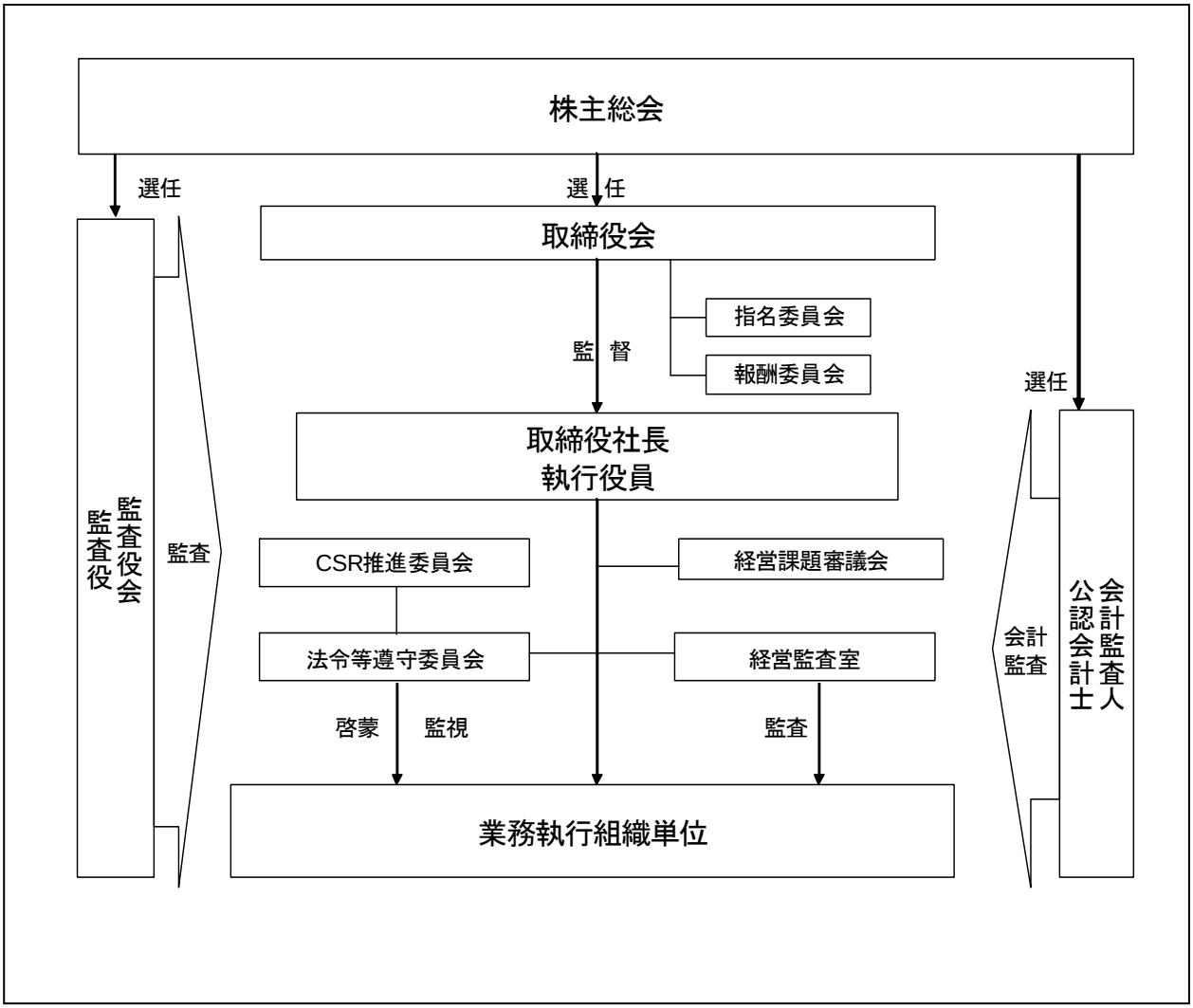
当社は、買収防衛策を導入する予定はありませんが、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めております。これにつきましては、次の当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(http://www.bando.co.jp/ir/stockholder/basicpolicy.html)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)適時開示の基本方針
当社におきましては、経営内容の公正性と透明性を高めるべく積極的に、かつ適切・適時に情報開示を行うという基本方針のもと、各種社内規則および通達等により、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の遵守に遺漏なきを期しております。

(2)適時開示に係る社内体制
当社におきましては、総務部が適時開示を含めた広報機能を担っておりますが、適時開示該当事項も含め当社の業績および投資家の投資判断に重大な影響を与えるおそれのある情報につきましてはすべて、各業務執行部門および関係会社から総務部に報告されることになっており、これら情報を適切かつ適時に開示できる体制となっております。総務部は、重要な事項につきましては、必要に応じて取締役会の決議を得て開示を行っております。
なお、情報開示につきましては、証券取引所の適時開示システム(TDnet)を用いて行い、必要に応じて証券取引所内の記者クラブへ資料を配布するとともに、当社ホームページへも掲載することにいたしております。

当社の主な経営組織その他コーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりであります。



当社の適時開示体制の概要は次のとおりであります。

